

布沢川生活貯水池建設事業の検討の場規約

(名称)

第 1 条 本会は、「布沢川生活貯水池建設事業の検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 検討の場は、国土交通大臣からの要請（平成 22 年 9 月 28 日）を受けて静岡県が行う布沢川生活貯水池建設事業の検証に係る検討について、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、静岡県及び静岡市が、相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深め検討を行うことを目的とする。

(検討の場)

第 3 条 検討の場は、検討主体である静岡県と関係地方公共団体である静岡市の別表 - 1 の職にある者で構成する。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体等が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。
- 6 検討の場の運営は、静岡県交通基盤部河川砂防局長が統括する。
- 7 構成員については、代理出席を認めるものとする。

(情報公開、意見聴取等)

第 4 条 検討の場は、原則として報道機関に公開するとともに、傍聴希望者の傍聴を認める。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員全員の見解を得て非公開とすることができる。
- 3 検討の場の議事録は、その内容についてあらかじめ構成員に確認の上、発言者氏名を除いたものを公開するものとする。
- 4 検討過程においては、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集した上で、学識経験を有する者、関係住民、静岡市長、関係利水者の意見を聴く。

(事務局)

第5条 検討の場の事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局及び静岡土木事務所
所に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議
する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、
検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年10月26日から施行する。

別表－1 検討の場の構成（第3条）

| 職 名 |
|-----------------------|
| 静岡県交通基盤部河川砂防局長 |
| 静岡県静岡土木事務所長 |
| 静岡県交通基盤部管理局政策監 |
| 静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課長 |
| 静岡県交通基盤部河川砂防局河川海岸整備課長 |
| 静岡市建設局土木部長 |
| 静岡市上下水道局水道部長 |